

愛媛県立新居浜病院 売店等サービス提供施設貸付 及び設置運營業務 入札説明書

○入札説明書本文

○添付資料

- ・別添 入札（契約）保証金について
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書
- ・別添 3 提案書等作成要領
- ・別添 4 落札者決定基準
- ・別添 5 様式集

入 札 説 明 書

1 目的

この入札説明書は、総合評価型一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項）により、愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運營業務について提案を求め、内容を評価したうえで総合的に最も優れた者を受託者として選定するために交付するものである。

なお、この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号。以下「会計規程」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2 貸付及び業務の内容等

(1) 件名

愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運營業務

(2) 契約内容等

県有財産賃貸借契約書（案）及び愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運營業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、現病院については令和3年4月1日から令和3年7月31日まで、新病院については令和3年8月1日から令和8年3月31日までとする。

(4) 貸付及び業務の履行場所

①現病院（新居浜市本郷三丁目1番1号）

1階、5階、別館1階

売店エリア	61.37 m ²
自動販売機1階エリア①	5.25 m ² （3台）
自動販売機1階エリア②	1.80 m ² （1台）
自動販売機5階エリア③	1.80 m ² （1台）
自動販売機別館エリア④	1.80 m ² （1台）
マスク自動販売機エリア	0.30 m ² （2台）
計	72.32 m ²

②新病院（新居浜市本郷三丁目1番1号）

1階～6階

売店エリア	57.85 m ²
自動販売機1階エリア①	6.19 m ² （4台）
自動販売機2階エリア②	1.19 m ² （1台）
自動販売機3階エリア③	2.61 m ² （2台）
自動販売機4館エリア④	2.61 m ² （2台）
自動販売機5階エリア⑤	1.31 m ² （1台）
自動販売機6館エリア⑥	1.31 m ² （1台）
マスク自動販売機エリア	0.40 m ² （2台）
計	73.47 m ²

(5) 予定価格

公表しない。

(6) 入札方法

落札者の決定は、総合評価方式により行うので、

- ① 入札書のほかに、入札参加資格を有することを証する書類、総合評価のためのサービス提供等に関する提案書を提出しなければならない。(必要書類の種類及び部数については、下記6(1)のとおり。)
- ② 競争参加者及びその代理人(以下「競争参加者等」という。)は、前項に留意のうえ、仕様書で定める要件等を考慮して入札金額を見積もるものとする。
- ③ 入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、競争参加者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出するものとする。

(7) 選考審査会の設置

提案書等の審査に際しては、客観性かつ透明性を確保するため、「愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運営業者選考審査会(以下「選考審査会」という。)」を設置し、点数評価を行う。

(8) 入札保証金

- ① 入札に際しては、入札者が見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- ② 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- ③ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(9) 契約保証金

- ① 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- ② ①に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(10) 事務局

愛媛県立新居浜病院 総務医事課会計係
〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号
電話番号：0897-43-6161(内線1211)
FAX番号：0897-41-2900
電子メール：niihama-byoin@pref.ehime.lg.jp

(11) 日程

時 期	内 容
令和2年12月21日	入札の公告
令和3年1月8日	質問書の提出期限
令和3年1月14日	質問書の回答期限
令和3年1月15日	入札参加申込書提出期限

令和3年1月下旬	入札参加可否の通知
令和3年2月5日	入札（入札書・提案書の提出）
令和3年2月中旬	プレゼンテーション
令和3年2月下旬	提案審査→落札業者の決定・公表
令和3年3月上旬	契約締結
令和3年4月1日	現病院運営業務開始 ※現病院の改修工事等を行う場合は、甲乙協議をして定める。
令和3年8月1日	新病院運営業務開始

3 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 知事の審査を受け、令和2年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。ただし、当該資格のない者は、提案書等の提出期限までに資格を取得すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法令等の規定により、販売等について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けている者であること。
- (4) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。
- (5) 法人にあっては、四国内に本店、支店又は営業所等を有する者、個人にあっては、愛媛県内に居住し業を営んでいる者であること。
- (6) 過去5年以内に、100床以上の病院において、売店を継続して12カ月以上運営の実績を有している者であること。

4 手続きに関する事項

(1) 入札説明書の交付

① 交付期間

この公告の日から令和3年1月8日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（愛媛県の休日を定める条例（平成元年条例第3号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

② 交付場所

事務局（本説明書2（10）を参照。以下同様。）なお、愛媛県立新居浜病院ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加申込書の提出

① 提出期限

令和3年1月15日（金）午後5時15分まで

② 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）とする。

持参の場合の受付は、執務時間中とする。

郵送の場合は、令和3年1月15日（金）午後5時15分まで必着とする。

③ 提出書類

ア 入札参加申込書

別添5様式3により提出すること。

イ 添付書類（上記3の資格要件を確認できる書類。）

- ・必要な許認可証の写し
 - ・業務履行に関する確約書（別添5様式4）
 - ・営業拠点申告書（別添5様式5）
 - ・実績申告書（別添5様式6）
 - ・現病院及び新病院図面等借用申請書兼機密保持誓約書（別添5様式10）
 - ④ 入札（契約）保証金免除申請書（別添様式7）
 ※添付書類：契約書の写し（2件以上）
 過去2年間に国、地方公共団体等と当該契約と同程度の契約をしたことを証明するもの
 - ⑤ 提出先
 事務局
- (3) 質問及び回答
- ① 受付期間
 公告日から令和3年1月8日（金）午後5時15分まで
 - ② 受付方法
 別添5様式9により、持参又は郵送、電子メール、FAXで提出することとし、着信について電話により確認すること。持参の場合は、執務時間中とし、郵送の場合は、令和3年1月8日（金）午後5時15分までに必着とする。
 - ③ 提出場所
 事務局
 - ④ 回答
 - ・回答の対象となる質問は、入札参加申込書の提出があった者からの質問とする。
 - ・上記質問については、入札参加申込書の提出があった全ての者に、質問書に記載された連絡先に電子メールで適宜通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
 - ・質問回答の内容は、本説明書の追加又は修正とみなす。

5 入札及び開札

- (1) 入札書の提出先
 開札日時に開札場所にて提出すること。
- (2) 開札の日時及び場所
 令和3年2月5日（金）午前10時00分
 愛媛県立新居浜病院 東予救命救急センター 大研修室
- (3) 開札
 開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格以上であるかの確認を行い、予定価格を下回る入札書を提出した者を発表する。予定価格以上の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。
- (4) その他
 - ① 入札書（別添5様式1）の正本1部を提出すること。入札額は、令和3年4月1日から令和3年7月31日までの現病院貸付料及び令和3年8月1日から令和8年3月31日までの新病院貸付料の総額とし、別紙として、年度別内訳（自由書式）を提出すること。なお、入札額は消費税及び地方消費税額を除いた金額を記載すること。
 - ② 入札・開札にあたっての留意事項については、別記を参照すること。

- ③ 提案書について、提出期限後の日においてプレゼンテーションを行うものとし、実施場所及び日時については別途連絡する。

6 提案書に関する事項

(1) 全般

① 構成等

別添3「愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運営業務提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）」による。

② 提案書の様式

別添5様式8による。また片面印刷とし、日本語で表記すること。

③ 提出期限

入札時に入札書と併せて提出すること。

(2) 提案内容

作成要領による。仕様書を踏まえた上で、提案書を作成すること。

(3) 留意事項

① 応募者は、2つ以上の提案を行うことはできない。

② 書類の提出後、その変更、差替え、再提出又は撤回することは認めない。

ただし、当該規定は提出書類の審査の過程において、病院が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。

7 評価に関する事項

(1) 提案書の評価方法

提案書については、選考審査会において評価を行う。

(2) 提案書の評価の視点及び配点

評価項目	審査の主な視点	配点
貸付料 (入札金額)	①入札書により提示された貸付料 ※病院が定める「予定価格」以上で最高額の者を満点評価とする。	20点
会社概要及び 営業店舗数	①経営状況 ②営業実績	10点
営業体制	①売店について ・車イスを使用する患者等への配慮 ・品揃え、販売価格などの提案 ・営業時間の提案 ・適正な従業員配置計画 ・商品等の衛生管理、清掃計画、安全対策 ②自動販売機について ③従業員の教育・研修体制について ④トラブル発生時の対応について ・トラブルの報告体制や即応性 ・クレーム等の対応マニュアル	55点
病院への提案	①利用者に対する特別の配慮など ・利用者の利用促進に有益な提案 ・災害時の優先的物資の提供、病院への協力体制 ・他業者にない優位性・特徴	15点

- (3) 総合評価の方法（別添4「愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運営業者 落札者決定基準」参照）

総合評価は、入札価格が予定価格以上である場合に限り実施する。

- (4) プレゼンテーションの実施

① 場所

愛媛県立新居浜病院

② 日時（予定）

令和3年2月中旬※日時は調整のうえ、個別に連絡する。

③ プレゼンテーション実施方法

ア 時間配分 各事業者30分（説明20分－質疑10分）

イ 注意事項

○順序は、企業名で50音順。

○各事業者の出席人数は、5名を限度とする。

○各事業者は、開始10分前までに控室にて待機すること。

○説明時間（20分）を厳守すること。

○プレゼンテーションの際に幹部社員等のあいさつは要しない。また、プレゼンテーションに先立って病院幹部へのあいさつ等は行わないこと。

○プロジェクター等の機器の使用はできない。

○当日、追加資料の配布は認めない。

○プレゼンテーションが終了した事業者は、帰っていただいて結構です。

- (5) 落札者の決定結果の通知方法

① 落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに審査を受けた事業者に対して通知する。（落札者の決定結果については、事業者名等を公表する。）

② 審査結果については、文書で通知するとともにホームページにて公表する。また、評価結果に関する問い合わせ、異議申立ては、一切受け付けない。

8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約に関する事項

評価の結果、第1順位者として選定した者と、所定の手続きにより、契約する。ただし、失格その他の理由により、第1順位者と契約することが不可能となった場合には、予定価格の範囲内で総合評価値の高い者から順に契約交渉を行うことがある。

なお、業務の内容は、締結する県有財産賃貸借契約書によるものとする。

10 その他の留意事項

(1) 本入札に要する費用、書類等に関する取扱いは次のとおりとする。

- ① 入札参加に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。
- ② 提出書類は返還しない。

- ③ 本入札に関し、不誠実な行為を行った入札参加者については失格させることができるものとする。
- ④ 提出された書類等は、法令に定める場合を除き、この入札の目的以外では提出者に無断で使用しない。
- ⑤ プレゼンテーションに係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 県の競争入札参加資格に関する問い合わせ先
資格審査に関する事項の照会先
愛媛県出納局会計課もしくは各地方局・支局

申請者の住所	提出先
松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、県外	愛媛県出納局会計課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号 089-912-2156
新居浜市、西条市、四国中央市 今治市、上島町	東予地方局 総務企画部総務県民課総務係 〒793-8516 西条市喜多川796-1 電話番号 0897-56-1300(内205) 又は 東予地方局今治支局 総務県民室総務県民・防災対策グループ 〒794-8502 今治市旭町1-4-9 電話番号 0898-23-2500(内201)
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町 八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	南予地方局 総務企画部総務県民課総務係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話番号 0895-22-5211(内205) 又は 南予地方局八幡浜支局 総務県民室総務県民グループ 〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37 電話番号 0894-22-4111(内210)

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別紙のとおり

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×110/100の金額の100分の5以上が必要です。

(例) 入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 1,000,000 \text{ 円} \times 110/100 = 1,100,000 \text{ 円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000 \text{ 円} \times 5/100 = 54,000 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

②過去2年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

- ・免除申請書提出期限：令和3年1月15日(金)午後5時15分まで
- ・申請書の審査結果は、入札日の前日までに通知する予定

2 契約保証金について

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	三井住友信託銀行株式会社
	商工組合中央金庫
観音寺信用金庫	

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。

【記入例】

入札(契約)保証金免除申請書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

住 所 ○○市○○町○○1-2-3

名称又は商号 ○○商事

代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

令和2年12月21日付けで入札公告のありました「愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運營業務」に係る入札(契約)における入札(契約)保証金について、愛媛県会計規則第137号(第154条)の規定により、入札(契約)保証金の免除を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

(例) ○添付書類

過去2年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって履行している実績を証明するもの

- ・契約書の写し(2件以上)

入札・開札の留意事項

1 入札にあたっての留意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)、仕様書、提案書作成要領、会計規程及び契約に関して愛媛県立新居浜病院長が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該要領書等について疑義がある場合は、入札説明書2(10)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書(様式1)を直接提出しなければならない。
郵便、加入電話、電報、FAX、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札時に入札書及び委任状(様式2)(代理人が参加する場合)を入札会場にて提出すること。入札書の提出先は、入札説明書5(2)のとおり。
- (5) 入札書のほかに提出する書類の提出場所、受領期限等については、入札説明書4(2)、6(1)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ① 件名
 - ② 入札金額
 - ③ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - ④ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (14) 入札金額は、貸付料の総額を記載するものとする。なお、入札書に記載され

た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(15)入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)等に基づき、支払条件等の契約条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

2 開札にあたっての留意事項

- (1)開札の日時及び開札の場所は、入札説明書5(2)のとおり。
- (2)開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3)入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(2)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (4)入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (5)入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (6)入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ①公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ②公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (7)入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (8)開札をした場合において、予定価格以上の価格での入札がないときにおいても、再度の入札は行わない。
- (9)開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格以上であるかの確認を行い、予定価格を下回る入札書を提出した者を発表する。予定価格以上の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1)入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2)件名、入札金額のない入札書
- (3)入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4)代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5)業務名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6)入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7)入札金額を訂正した入札書
- (8)入札金額が予定価格を下回る入札書
- (9)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号に

違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
(10)その他、入札に関する条件に違反した入札書